

【表紙】

【提出書類】 半期報告書
【提出先】 関東財務局長
【提出日】 平成20年2月22日
【中間会計期間】 第8期中（自 平成19年6月1日 至 平成19年11月30日）
【会社名】 サイバーステップ株式会社
【英訳名】 CyberStep, Inc.
【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 佐藤 類
【本店の所在の場所】 東京都渋谷区笹塚一丁目48番3号
【電話番号】 03-5465-1500（代表）
【事務連絡者氏名】 経営管理室長 千葉 義之
【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区笹塚一丁目48番3号
【電話番号】 03-5465-1500（代表）
【事務連絡者氏名】 経営管理室長 千葉 義之
【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

提出会社の経営指標等

回次	第6期中	第7期中	第8期中	第6期	第7期
会計期間	自平成17年 6月1日 至平成17年 11月30日	自平成18年 6月1日 至平成18年 11月30日	自平成19年 6月1日 至平成19年 11月30日	自平成17年 6月1日 至平成18年 5月31日	自平成18年 6月1日 至平成19年 5月31日
売上高 (千円)	395,882	478,994	440,580	906,854	1,014,731
経常利益 (千円)	166,772	189,440	37,183	384,760	379,507
中間 (当期) 純利益 (千円)	106,458	114,890	37,060	241,932	238,502
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	86,770	323,445	334,895	112,145	334,895
発行済株式総数 (株)	13,725	20,535	21,755	18,800	21,755
純資産額 (千円)	535,362	1,161,049	1,351,461	721,586	1,309,393
総資産額 (千円)	578,931	1,213,981	1,532,353	820,709	1,362,703
1株当たり純資産額 (円)	39,006.36	57,520.42	62,491.98	38,382.25	60,887.86
1株当たり中間 (当期) 純利益 (円)	7,756.53	5,732.19	1,720.38	16,362.26	11,858.85
潜在株式調整後 1株当たり中間 (当期) 純利益 (円)	—	5,043.66	1,642.68	—	10,519.04
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	92.5	95.6	88.0	87.9	96.1
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	44,845	94,120	166,652	244,615	255,441
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△19,168	△144,603	417,114	△71,595	△725,285
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	301,730	2,080	49,306	326,630
現金及び現金同等物の中間期末 (期末) 残高 (千円)	312,015	758,707	938,709	506,531	368,274
従業員数 (外、平均臨時雇用者 数) (人)	40 (2)	48 (10)	76 (1)	47 (4)	69 (4)

- (注) 1. 当社は中間連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には消費税等を含めておりません。
3. 当社は関連会社がありませんので、持分法を適用した場合の投資利益については記載しておりません。
4. 第6期までの潜在株式調整後 1株当たり中間 (当期) 純利益については、新株予約権等の残高はありますが、当社株式は非上場であったため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
5. 当社は平成17年11月11日付で株式1株につき5株の株式分割を行っております。

2 【事業の内容】

当中間会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、関係会社における異動もありません。

3 【関係会社の状況】

当中間会計期間において、関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成19年11月30日現在

従業員数（人）	76(1)
---------	-------

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、当中間会計期間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は良好であります。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当中間会計期間におけるわが国経済は、米国景気の先行き不透明感や消費の伸び悩みによる先行き不透明感残るもの企業収益の改善や堅調な設備投資を背景に、景気は回復基調を維持しました。

オンラインゲーム業界におきましても、市場は堅調に規模を拡大し続けており、「オンラインゲーム市場統計調査報告書2007年概要版」によれば平成18年の日本のオンラインゲームの市場規模は、1,015億円と前年比23.8%の成長を示しております。このような環境のなかで当社は、ライセンス供与先であるアジア各国の運営会社との連携を深めながら、当社の主力ゲームタイトルである『GetAmped』のユーザー数拡大に努め、平成19年11月末現在時点での各国の登録ユーザーは合計2,200万人を超えるました。新規ライセンス国・地域のシンガポール、マレーシア、ベトナム、香港・マカオでは、商用化サービスを開始し、フィリピンでは、ベータテストを開始しております。また、第3のタイトルである『CosmicBreak』及び、第4のタイトルである『GetAmped2』のWindySoft Co.,Ltd.（韓国）へのライセンス契約を11月に締結しました。

以上の結果、当中間会計期間の業績は、売上高440百万円（前年同期比8.0%減少）となり、自社運営原価の増加により、営業利益51百万円（同74.5%減少）、経常利益37百万円（同80.4%減少）、中間純利益37百万円（同67.7%減少）となりました。

(2) キャッシュ・フロー

当中間会計期間末における現金及び現金同等物の残高は、前事業年度末に比べて570百万円し、938百万円となりました。当会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

a. 営業活動によるキャッシュ・フロー

当中間会計期間における営業活動により得られた資金は166百万円（前年同期は94百万円の収入）となりました。これは、主にライセンス供与先からの前受金が120百万円発生した他、税引前中間純利益が37百万円計上され、非資金的損益項目である減価償却費が51百万円発生した一方で、法人税等の支払額により64百万円を支出したことによります。

b. 投資活動によるキャッシュ・フロー

当中間会計期間における投資活動により得られた資金は417百万円（前年同期は144百万円の支出）となりました。これは、主に有価証券の売却により500百万円の収入が生じた一方で、無形固定資産の取得により68百万円を支出したことによります。

c. 財務活動によるキャッシュ・フロー

当中間会計期間における財務活動により得られた資金は2百万円（前年同期は301百万円の収入）であります。これは、新株予約権の行使に伴い自己株式を処分したことによるものです。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

該当事項はありません。

(2) 受注状況

該当事項はありません。

(3) 販売実績

当中間会計期間の販売実績を事業の品目別に示すと、次のとおりであります。

	販売高 (千円)	前年同期比 (%)
ロイヤリティー等収入	368,722	△19.5
自社運営収入	71,858	344.4
合計 (千円)	440,580	△8.0

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 主要な国別の販売先及び国別販売高並びに割合は、次のとおりであります。なお、前中間会計期間の中国について総販売高の100分の10未満のため、記載しておりません。

輸出先	前中間会計期間 (自 平成18年6月1日 至 平成18年11月30日)		当中間会計期間 (自 平成19年6月1日 至 平成19年11月30日)	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
韓国	334,296	69.8	205,260	46.6
台湾	52,718	11.0	62,107	14.1
中国	—	—	58,091	13.2

3. 主要な販売先及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。なお、前中間会計期間の中国については総販売高の100分の10未満のため、記載しておりません。

相手先	前中間会計期間 (自 平成18年6月1日 至 平成18年11月30日)		当中間会計期間 (自 平成19年6月1日 至 平成19年11月30日)	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
WindySoft Co., Ltd.	334,296	69.8	205,260	46.6
GamaniaDigital Entertainment Co., Ltd.	52,718	11.0	62,107	14.1
Shanghai Shanda Networking Development Co., Ltd.	—	—	58,091	13.2

3 【対処すべき課題】

当中間会計期間において当社が対応すべき課題について、重要な変更はありません。

4 【経営上の重要な契約等】

当中間会計期間において新たに締結した経営上の重要な契約は次のとおりであります。

オンラインゲームのライセンス契約

相手方の名称	国名	契約内容	契約期間
WindySoft Co., Ltd.	韓国	韓国での『GetAmped2』独占運営権	平成19年11月1日から オープンβテスト開始から 5年後まで 以後2年ごとの自動更新
WindySoft Co., Ltd.	韓国	韓国での『CosmicBreak』独占運営権	平成19年11月1日から オープンβテスト開始から 5年後まで 以後2年ごとの自動更新

(注) 上記については各ライセンス契約に基づき、ライセンス料の支払を受けており、サービス開始後は、売上の一定率のロイヤリティーの支払を受けます。

5 【研究開発活動】

当社の研究開発活動の中心は、当社の強みであるネットワーク対戦型のゲームタイトルの開発に加え、自社によるゲームサービス運営を行う上で必要となる技術等の研究開発となっております。

当中間会計期間における研究開発費は88,251千円発生しております。

第3【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2【設備の新設、除却等の計画】

当中間会計期間において、前事業年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	84,000
計	84,000

②【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行数（株） (平成19年11月30日)	提出日現在発行数（株） (平成20年2月22日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	21,755	21,755	東京証券取引所 (マザーズ)	(注) 1.
計	21,755	21,755	—	—

(注) 1. 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。

2. 「提出日現在発行数」欄には、平成20年2月1日からこの半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ19の規定に基づき発行した新株引受権（ストックオプション）に関する事項は、次のとおりであります。

① 平成13年11月26日開催の臨時株主総会決議

区分	中間会計期間末現在 (平成19年11月30日)	提出日の前月末現在 (平成20年1月31日)
新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	60	60
新株予約権の行使時の払込金額（円）	10,000	10,000
新株予約権の行使期間	平成15年11月27日から 平成23年11月26日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 10,000 資本組入額 5,000	発行価格 10,000 資本組入額 5,000
新株予約権の行使の条件	権利行使時において当社の 取締役、または使用人たる 地位にあること。 権利者が行使期間到来後に 死亡した場合は、相続人が 新株引受権を相続する。 その他の条件は、本総会お よび新株引受権発行の取締 役会決議に基づき、当社と 付与対象者との間で締結す る「新株引受権付与契約 書」で定めるところによ る。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入そ の他の処分は認めない。	同左

区分	中間会計期間末現在 (平成19年11月30日)	提出日の前月末現在 (平成20年1月31日)
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株引受権付与後に会社が株式分割または株式併合を行う場合、対象株式数を次の算式をもって調整する。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×分割・併合の比率

行使価格調整式に使用する調整前行使価格を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合、株式分割により普通株式を発行する場合、行使価格調整式に使用する調整前行使価格を下回る価格をもって普通株式に転換できる証券または普通株式の引受権を有する証券を発行する場合は、行使価格を次に定める算式をもって調整し、調整により生ずる1円未満の端数は四捨五入する。

(コンバージョン・プライス方式)

(既発行株式数×調整前行使価格+新発行株式数×1株当たり払込金額)

調整後行使価格=—————
既発行株式数+新発行株式数

2. 新株引受権の目的となる株式の数は、取締役会決議における新株発行決議から、退職等の理由による権利喪失者の新株引受権の数を減じております。

3. 平成17年10月19日開催の取締役会決議により、平成17年11月11日付で1株を5株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

① 平成15年4月30日開催の臨時株主総会決議及び同日開催の取締役会決議に基づき平成15年4月30日に発行した
第1回新株予約権（ストック・オプション）

区分	中間会計期間末現在 (平成19年11月30日)	提出日の前月末現在 (平成20年1月31日)
新株予約権の数（個）	10	10
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	50	50
新株予約権の行使時の払込金額（円）	10,000	10,000
新株予約権の行使期間	平成17年5月1日から 平成22年4月30日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 10,000 資本組入額 5,000	発行価格 10,000 資本組入額 5,000
新株予約権の行使の条件	(注) 1	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 権利行使時において当社の取締役、監査役または使用人たる地位にあること。

その他の条件は、本総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。

2. 新株予約権発行後に会社が株式分割または株式併合を行う場合、対象株式数を次の算式をもって調整する。

調整後対象株式数=調整前対象株式数×分割・併合の比率

また、会社の発行済普通株式数に変更を生ずる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、行使価格を次に定める算式をもって調整し、調整により生ずる1円未満の端数は四捨五入する。

(コンバージョン・プライス方式)

(既発行株式数×調整前行使価格+新発行・処分株式数×1株当たり発行・処分価格)

$$\text{調整後行使価格} = \frac{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

3. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、取締役会決議における新株発行決議から、退職等の理由による権利喪失者の新株予約権の数を減じております。

4. 平成17年10月19日開催の取締役会決議により、平成17年11月11日付で1株を5株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

- ② 平成15年9月30日開催の臨時株主総会決議及び同日開催の取締役会決議に基づき平成15年9月30日に発行した第3回新株予約権

区分	中間会計期間末現在 (平成19年11月30日)	提出日の前月末現在 (平成20年1月31日)
新株予約権の数（個）	8	8
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	40	40
新株予約権の行使時の払込金額（円）	20,000	20,000
新株予約権の行使期間	平成17年10月1日から 平成22年9月30日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 20,000 資本組入額 10,000	発行価格 20,000 資本組入額 10,000
新株予約権の行使の条件	(注) 1	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 権利行使時において当社の取締役、監査役または使用人たる地位にあること。

その他の条件は、本総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。

2. 新株予約権発行後に会社が株式分割または株式併合を行う場合、対象株式数を次の算式をもって調整する。

調整後対象株式数=調整前対象株式数×分割・併合の比率

また、会社の発行済普通株式数に変更を生ずる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、行使価格を次に定める算式をもって調整し、調整により生ずる1円未満の端数は四捨五入する。

(コンバージョン・プライス方式)

(既発行株式数×調整前行使価格+新発行・処分株式数×1株当たり発行・処分価格)

$$\text{調整後行使価格} = \frac{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

3. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、取締役会決議における新株発行決議から、退職等の理由による権利喪失者の新株予約権の数を減じております。

4. 平成17年10月19日開催の取締役会決議により、平成17年11月11日付で1株を5株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

③ 平成15年12月19日開催の臨時株主総会決議及び同日開催の取締役会決議に基づき平成15年12月19日に発行した第5回新株予約権

区分	中間会計期間末現在 (平成19年11月30日)	提出日の前月末現在 (平成20年1月31日)
新株予約権の数（個）	16	16
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	80	80
新株予約権の行使時の払込金額（円）	20,000	20,000
新株予約権の行使期間	平成17年12月20日から 平成22年12月19日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 20,000 資本組入額 10,000	発行価格 20,000 資本組入額 10,000
新株予約権の行使の条件	(注) 1	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

- (注) 1. 権利行使時において当社の取締役、監査役または使用人たる地位にあること。
その他の条件は、本総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。
2. 新株予約権発行後に会社が株式分割または株式併合を行う場合、対象株式数を次の算式をもって調整する。

調整後対象株式数=調整前対象株式数×分割・併合の比率

また、会社の発行済普通株式数に変更を生ずる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、行使価格を次に定める算式をもって調整し、調整により生ずる1円未満の端数は四捨五入する。

(コンバージョン・プライス方式)

$$\text{調整後行使価格} = \frac{(\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価格} + \text{新発行・処分株式数} \times 1\text{株当たり発行・処分価格})}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

3. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、取締役会決議における新株発行決議から、退職等の理由による権利喪失者の新株予約権の数を減じております。

4. 平成17年10月19日開催の取締役会決議により、平成17年11月11日付で1株を5株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

④ 平成16年5月26日開催の臨時株主総会決議及び同日開催の取締役会決議に基づき平成16年5月26日に発行した
第7回新株予約権

区分	中間会計期間末現在 (平成19年11月30日)	提出日の前月末現在 (平成20年1月31日)
新株予約権の数（個）	75	75
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	375	375
新株予約権の行使時の払込金額（円）	20,000	20,000
新株予約権の行使期間	平成18年5月27日から 平成23年5月26日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 20,000 資本組入額 10,000	発行価格 20,000 資本組入額 10,000
新株予約権の行使の条件	(注) 1	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

- (注) 1. 権利行使時において当社の取締役、監査役または使用人たる地位にあること。
その他の条件は、本総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。
2. 新株予約権発行後に会社が株式分割または株式併合を行う場合、対象株式数を次の算式をもって調整する。

調整後対象株式数=調整前対象株式数×分割・併合の比率

また、会社の発行済普通株式数に変更を生ずる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、行使価格を次に定める算式をもって調整し、調整により生ずる1円未満の端数は四捨五入する。

(コンバージョン・プライス方式)

$$\text{調整後行使価格} = \frac{(\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価格} + \text{新発行・処分株式数} \times 1\text{株当たり発行・処分価格})}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

3. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、取締役会決議における新株発行決議から、退職等の理由による権利喪失者の新株予約権の数を減じております。

4. 平成17年10月19日開催の取締役会決議により、平成17年11月11日付で1株を5株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

- ⑤ 平成16年5月26日開催の臨時株主総会決議及び同日開催の取締役会決議に基づき平成16年5月26日に発行した第8回新株予約権

区分	中間会計期間末現在 (平成19年11月30日)	提出日の前月末現在 (平成20年1月31日)
新株予約権の数（個）	3	3
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	15	15
新株予約権の行使時の払込金額（円）	20,000	20,000
新株予約権の行使期間	平成17年5月27日から 平成22年5月26日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 20,000 資本組入額 10,000	発行価格 20,000 資本組入額 10,000
新株予約権の行使の条件	(注) 1	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

- (注) 1. 本総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。
2. 新株予約権発行後に会社が株式分割または株式併合を行う場合、対象株式数を次の算式をもって調整する。

調整後対象株式数=調整前対象株式数×分割・併合の比率

また、会社の発行済普通株式数に変更を生ずる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、行使価格を次に定める算式をもって調整し、調整により生ずる1円未満の端数は四捨五入する。

(コンバージョン・プライス方式)

$$\text{調整後行使価格} = \frac{(\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価格} + \text{新発行・処分株式数} \times 1\text{株当たり発行・処分価格})}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

3. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、取締役会決議における新株発行決議から、退職等の理由による権利喪失者の新株予約権の数を減じております。
4. 平成17年10月19日開催の取締役会決議により、平成17年11月11日付で1株を5株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

- ⑥ 平成16年12月21日開催の臨時株主総会決議及び平成16年12月1日開催の取締役会決議に基づき平成16年12月21日に発行した第9回新株予約権

区分	中間会計期間末現在 (平成19年11月30日)	提出日の前月末現在 (平成20年1月31日)
新株予約権の数（個）	100	100
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	500	500
新株予約権の行使時の払込金額（円）	20,000	20,000
新株予約権の行使期間	平成18年12月22日から 平成23年12月21日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 20,000 資本組入額 10,000	発行価格 20,000 資本組入額 10,000
新株予約権の行使の条件	(注) 1	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

- (注) 1. 権利行使時において当社の取締役、監査役または使用人たる地位にあること。
その他の条件は、本総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。
2. 新株予約権発行後に会社が株式分割または株式併合を行う場合、対象株式数を次の算式をもって調整する。

調整後対象株式数=調整前対象株式数×分割・併合の比率

また、会社の発行済普通株式数に変更を生ずる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、行使価格を次に定める算式をもって調整し、調整により生ずる1円未満の端数は四捨五入する。

(コンバージョン・プライス方式)

$$\text{調整後行使価格} = \frac{(\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価格} + \text{新発行・処分株式数} \times 1\text{株当たり発行・処分価格})}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

3. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、取締役会決議における新株発行決議から、退職等の理由による権利喪失者の新株予約権の数を減じております。
4. 平成17年10月19日開催の取締役会決議により、平成17年11月11日付で1株を5株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

⑦ 平成17年11月15日開催の臨時株主総会決議及び同日開催の取締役会決議に基づき平成17年11月15日に発行した
第14回新株予約権

区分	中間会計期間末現在 (平成19年11月30日)	提出日の前月末現在 (平成20年1月31日)
新株予約権の数（個）	33	33
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	33	33
新株予約権の行使時の払込金額（円）	40,000	40,000
新株予約権の行使期間	平成19年11月16日から 平成24年11月15日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 40,000 資本組入額 20,000	発行価格 40,000 資本組入額 20,000
新株予約権の行使の条件	(注) 1	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

- (注) 1. 権利行使時において当社の取締役、監査役または使用人たる地位にあること。
その他の条件は、本総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。
2. 新株予約権発行後に会社が株式分割または株式併合を行う場合、対象株式数を次の算式をもって調整する。

調整後対象株式数=調整前対象株式数×分割・併合の比率

また、会社の発行済普通株式数に変更を生ずる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、行使価格を次に定める算式をもって調整し、調整により生ずる1円未満の端数は四捨五入する。

(コンバージョン・プライス方式)

(既発行株式数×調整前行使価格+新発行・処分株式数×1株当たり発行・処分価格)

$$\text{調整後行使価格} = \frac{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}{\text{既発行株式数}}$$

3. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、取締役会決議における新株発行決議から、退職等の理由による権利喪失者の新株予約権の数を減じております。

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

① 平成19年8月24日定時株主総会決議（第15回新株予約権）

区分	中間会計期間末現在 (平成19年11月30日)	提出日の前月末現在 (平成20年1月31日)
新株予約権の数（個）	197	197
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	197	197
新株予約権の行使時の払込金額（円）	118,609	118,609
新株予約権の行使期間	①付与数の2分の1 平成21年9月20日から 平成22年9月19日まで ②付与数全て 平成22年9月20日から 平成29年8月24日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 118,609 資本組入額 59,305	発行価格 118,609 資本組入額 59,305
新株予約権の行使の条件	(注) 1	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

- (注) 1. 権利行使時において当社の取締役または従業員たる地位にあること、あるいは、当社と顧問契約を締結していること。
その他の条件は、当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。
2. 当社が株式分割（株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整する。

調整後対象株式数=調整前対象株式数×分割・併合の比率

なお、当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、次の算式により1株あたりの払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{1}{\text{調整前行使価額} \times \text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式を処分する場合（ただし、当社普通株式の交付と引換えに当社に取得される証券もしくは当社に対して取得を請求できる証券、当社普通株式の交

付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）および商法等の一部を改正する法律（平成13年法律第128号）施行前の商法に基づき付与されたストックオプションによる新株引受権の行使ならびに転換社債の転換の場合は除く。）は次の算式により行使価格を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使額} = \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}} \times \frac{\text{行使価額}}{\text{既発行株式数}}$$

3. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、取締役会決議における新株発行決議から、退職等の理由による権利喪失者の新株予約権の数を減じております。

② 平成19年8月24日定時株主総会決議（第16回新株予約権）

区分	中間会計期間末現在 (平成19年11月30日)	提出日の前月末現在 (平成20年1月31日)
新株予約権の数（個）	300	300
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	300	300
新株予約権の行使時の払込金額（円）	118,609	118,609
新株予約権の行使期間	平成21年8月25日から 平成25年8月24日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 118,609 資本組入額 59,305	発行価格 118,609 資本組入額 59,305
新株予約権の行使の条件	(注) 1	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

- (注) 1. 権利行使時において当社の取締役または従業員たる地位にあること、あるいは、当社と顧問契約を締結していること。
その他の条件は、当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。
2. 当社が株式分割（株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整する。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

なお、当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、次の算式により1株あたりの払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{1}{\text{調整前行使価額} \times \text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式を処分する場合（ただし、当社普通株式の交付と引換えに当社に取得される証券もしくは当社に対して取得を請求できる証券、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）および商法等の一部を改正する法律（平成13年法律第128号）施行前の商法に基づき付与されたストックオプションによる新株引受権の行使ならびに転換社債の転換の場合は除く。）は次の算式により行使価格を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使額} = \text{行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、取締役会決議における新株発行決議から、退職等の理由による権利喪失者の新株予約権の数を減じております。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式総数増減額 (株)	発行済株式総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額 (千円)	資本準備金残高 (千円)
平成19年6月1日～ 平成19年11月30日	—	21,755	—	334,895	—	324,895

(5) 【大株主の状況】

平成19年11月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
佐藤 類	東京都千代田区	6,147	28.25
大和田 豊	東京都昭島市	1,490	6.84
武内 重親	東京都杉並区	1,257	5.77
浅原 慎之輔	神奈川県藤沢市	990	4.55
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1-2-10	689	3.16
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋1-9-1	410	1.88
小川 雄介	東京都多摩市	250	1.14
株式会社システック井上	長崎県長崎市稻佐町3-3	200	0.91
サイバーステップ株式会社	東京都渋谷区笹塚1-48-3	173	0.79
長尾 謙太	東京都文京区	150	0.68
S B I イー・トレード証券株式会社 自己融資口	東京都港区六本木1-6-1	142	0.65
計	—		

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成19年11月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 173	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 21,582	21,582	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	21,755	—	—
総株主の議決権	—	21,582	—

② 【自己株式等】

平成19年11月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
サイバーステップ 株式会社	東京都渋谷区笹塚 1-48-3	173	—	173	0.8
計	—	173	—	173	0.8

2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成19年6月	7月	8月	9月	10月	11月
最高 (円)	176,000	195,000	137,000	123,000	180,000	159,000
最低 (円)	146,000	127,000	104,000	87,500	114,000	113,000

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当半期報告書の提出日までの役員の異動は、次のとおりであります。

(1) 退任役員

役名	職名	氏名	退任年月日
取締役	経営管理室長	山口 正夫	平成19年12月31日

第5【経理の状況】

1. 中間財務諸表の作成方法について

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前中間会計期間（平成18年6月1日から平成18年11月30日まで）は、改正前の中間財務諸表等規則に基づき、当中間会計期間（平成19年6月1日から平成19年11月30日まで）は、改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前中間会計期間（平成18年6月1日から平成18年11月30日まで）の中間財務諸表については、みずず監査法人の中間監査を受け、また、金融商品取引法193条の2第1項の規定に基づき、当中間会計期間（平成19年6月1日から平成19年11月30日まで）の中間財務諸表については、太陽ASG監査法人による中間監査を受けております。

3. 中間連結財務諸表について

中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成11年大蔵省令第24号）第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高等から見て、当企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいものとして、中間連結財務諸表は作成しておりません。

なお、資産基準、売上高基準、利益基準及び利益剰余金基準による割合は次のとおりであります。

資産基準	0.2%
売上高基準	0.3%
利益基準	0.2%
利益剰余金基準	0.1%

【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

		前中間会計期間末 (平成18年11月30日)		当中間会計期間末 (平成19年11月30日)		前事業年度の要約貸借対照表 (平成19年5月31日)	
区分	注記番号	金額(千円)	構成比(%)	金額(千円)	構成比(%)	金額(千円)	構成比(%)
(資産の部)							
I 流動資産							
1. 現金及び預金		868,707		1,048,709		478,274	
2. 売掛金		102,485		94,878		96,443	
3. 有価証券		—		—		498,640	
4. たな卸資産		646		2,674		238	
5. 繰延税金資産		6,225		76,657		7,521	
6. 関係会社 短期貸付金		2,245		2,245		2,245	
貸倒引当金		△2,245		△2,245		△2,245	
7. その他	※2	20,420		20,563		23,671	
流動資産合計		998,484	82.2	1,243,482	81.1	1,104,789	81.1
II 固定資産							
1. 有形固定資産	※1	34,546		41,814		34,719	
2. 無形固定資産		126,354		187,959		163,717	
(1)ソフトウェア		126,354		187,959		163,717	
無形固定資産合計							
3. 投資その他の資産							
(1)繰延税金資産		917		5,724		5,952	
(2)保証金		53,332		53,112		53,222	
(3)その他		345		260		303	
投資その他の資産合計		54,595		59,097		59,477	
固定資産合計		215,496		288,870	18.9	257,914	18.9
資産合計		1,213,981	100.0	1,532,353	100.0	1,362,703	100.0

		前中間会計期間末 (平成18年11月30日)		当中間会計期間末 (平成19年11月30日)		前事業年度の要約貸借対照表 (平成19年5月31日)	
区分	注記 番号	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(負債の部)							
I 流動負債							
1. 買掛金		5,199		15,033		3,633	
2. 未払費用		11,456		15,484		17,469	
3. 未払法人税等		18,714		14,724		11,185	
4. 前受金		—		120,005		—	
5. その他		17,561		15,649		21,022	
流動負債合計		52,931	4.4	180,892	11.8	53,310	3.9
負債合計		52,931	4.4	180,892	11.8	53,310	3.9
(純資産の部)							
I 株主資本							
1. 資本金		323,445	26.6	334,895	21.9	334,895	24.6
2. 資本剰余金							
(1) 資本準備金	313,445			324,895		324,895	
資本剰余金合計	313,445	25.8		324,895	21.2	324,895	23.8
3. 利益剰余金							
(1) その他利益剰余金							
繰越利益剰余金	622,186			737,365		719,791	
利益剰余金合計	622,186	51.3		737,365	48.1	719,791	52.8
4. 自己株式	△98,027	△8.1		△48,453	△3.2	△70,019	△5.1
株主資本合計	1,161,049	95.6		1,348,701	88.0	1,309,561	96.1
II 評価・換算差額等							
1. その他有価証券評価差額金	—	—		—	—	△168	△0.0
評価・換算差額等合計	—	—		—	—	△168	△0.0
III 新株予約権	—	—		2,759	0.2	—	—
純資産合計	1,161,049	95.6		1,351,461	88.2	1,309,393	96.1
負債・純資産合計	1,213,981	100.0		1,532,353	100.0	1,362,703	100.0

②【中間損益計算書】

		前中間会計期間 (自 平成18年6月1日 至 平成18年11月30日)		当中間会計期間 (自 平成19年6月1日 至 平成19年11月30日)		前事業年度の要約損益計算書 (自 平成18年6月1日 至 平成19年5月31日)	
区分	注記番号	金額(千円)	百分比(%)	金額(千円)	百分比(%)	金額(千円)	百分比(%)
I 売上高	※1	478,994	100.0	440,580	100.0	1,014,731	100.0
II 売上原価		84,420	17.6	104,875	23.8	185,803	18.3
売上総利益		394,573	82.4	335,704	76.2	828,927	81.7
III 販売費及び一般管理費		191,058	39.9	283,782	64.4	440,757	43.4
営業利益		203,514	42.5	51,921	11.8	388,169	38.3
IV 営業外収益		2,333	0.5	2,030	0.4	7,983	0.8
V 営業外費用		16,407	3.5	16,768	3.8	16,645	1.7
経常利益		189,440	39.5	37,183	8.4	379,507	37.4
VI 特別損失		6,759	1.4	161	0.0	6,907	0.7
税引前中間(当期)純利益		182,680	38.1	37,022	8.4	372,600	36.7
法人税、住民税及び事業税	※2	67,773	68,985	68,985	140,296		
法人税等調整額		16	67,790	△69,023	△0.0	△6,198	134,097
中間(当期)純利益		114,890	24.0	△37	8.4		238,502

③【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間（自 平成18年6月1日 至 平成18年11月30日）

資本金	株主資本						評価・換算差額等	純資産合計		
	資本剩余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計				
	資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計						
平成18年5月31日 残高 (千円)	112,145	102,145	102,145	507,296	507,296	—	721,586	—	721,586	
中間会計期間中の変動額										
新株の発行	211,300	211,300	211,300	—	—	—	422,600	—	422,600	
中間純利益	—	—	—	114,890	114,890	—	114,890	—	114,890	
自己株式の取得	—	—	—	—	—	△98,027	△98,027	—	△98,027	
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額（純額）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
中間会計期間中の変動額合計 (千円)	211,300	211,300	211,300	114,890	114,890	△98,027	439,463	—	439,463	
平成18年11月30日 残高 (千円)	323,445	313,445	313,445	622,186	622,186	△98,027	1,161,049	—	1,161,049	

当中間会計期間（自 平成19年6月1日 至 平成19年11月30日）

資本金	株主資本						
	資本剩余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計	
	資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
平成19年5月31日 残高 (千円)	334,895	324,895	324,895	719,791	719,791	△70,019	1,309,561
中間会計期間中の変動額							
中間純利益	—	—	—	37,060	37,060	—	37,060
新株予約権の行使	—	—	—	△19,485	△19,485	21,565	2,080
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額（純額）	—	—	—	—	—	—	—
中間会計期間中の変動額合計 (千円)	—	—	—	17,574	17,574	21,565	39,140
平成19年11月30日 残高 (千円)	334,895	324,895	324,895	737,365	737,365	△48,453	1,348,701

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
平成19年5月31日 残高 (千円)	△168	△168	—	1,309,393
中間会計期間中の変動額				
中間純利益	—	—	—	37,060
新株予約権の行使	—	—	—	2,080
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額（純額）	168	168	2,759	2,927
中間会計期間中の変動額合計 (千円)	168	168	2,759	42,067
平成19年11月30日 残高 (千円)	—	—	2,759	1,351,461

前事業年度の株主資本等変動計算書（自 平成18年6月1日 至 平成19年5月31日）

資本金	株主資本						自己株式	株主資本合計		
	資本剰余金		利益剰余金		その他利益剰余金	利益剰余金合計				
	資本準備金	資本剰余金合計	繰越利益剰余金							
平成18年5月31日 残高 (千円)	112,145	102,145	102,145	507,296	507,296	—	—	721,586		
事業年度中の変動額										
新株の発行 (千円)	209,250	209,250	209,250	—	—	—	—	418,500		
当期純利益 (千円)	—	—	—	238,502	238,502	—	—	238,502		
自己株式の取得 (千円)	—	—	—	—	—	△98,027	△98,027			
新株予約権の行使 (千円)	13,500	13,500	13,500	△26,007	△26,007	28,007	29,000			
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額 (純額) (千円)	—	—	—	—	—	—	—	—		
事業年度中の変動額合計 (千円)	222,750	222,750	222,750	212,494	212,494	△70,019	587,975			
平成19年5月31日 残高 (千円)	334,895	324,895	324,895	719,791	719,791	△70,019	1,309,561			

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額	評価・換算差額等合計	
平成18年5月31日 残高 (千円)	—	—	721,586
事業年度中の変動額			
新株の発行 (千円)	—	—	418,500
当期純利益 (千円)	—	—	238,502
自己株式の取得 (千円)	—	—	△98,027
新株予約権の行使 (千円)	—	—	29,000
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額 (純額) (千円)	△168	△168	△168
事業年度中の変動額合計 (千円)	△168	△168	587,807
平成19年5月31日 残高 (千円)	△168	△168	1,309,393

④【中間キャッシュ・フロー計算書】

		前中間会計期間 (自 平成18年6月1日 至 平成18年11月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年6月1日 至 平成19年11月30日)	前事業年度の要約キャッシュ・フロー計算書 (自 平成18年6月1日 至 平成19年5月31日)
区分	注記番号	金額(千円)	金額(千円)	金額(千円)
I 営業活動によるキャッシュ・フロー				
税引前中間(当期)純利益		182,680	37,022	372,600
減価償却費		25,942	51,497	65,891
株式報酬費用		—	2,759	—
受取利息及び受取配当金		△146	△669	△620
有価証券利息		—	△1,076	△191
支払利息		—	—	59
新株発行費		307	—	—
新株交付費		—	18	307
為替差損益 (△は差益)		△928	15,411	△4,956
固定資産除却損		2,135	161	2,283
売上債権の増減額 (△は増加)		△17,297	1,565	△11,256
たな卸資産の増減額 (△は増加)		△551	△2,436	△143
仕入債務の増減額 (△は減少)		589	11,400	△976
前受金の増減額 (△は減少)		—	120,000	—
未払費用の減少額 (△は減少)		△11,946	△1,984	△5,933
その他の資産の増減額 (△は増加)		△2,361	3,125	△5,496
その他の負債の増減額 (△は減少)		△11,094	△6,003	△2,952
役員賞与の支払額		△11,375	—	△11,375
小計		155,954	230,791	397,240
利息及び配当金の受取額		122	694	598
利息の支払額		—	—	△59
法人税等の支払額		△61,956	△64,834	△142,337
営業活動によるキャッシュ・フロー		94,120	166,652	255,441

		前中間会計期間 (自 平成18年6月1日 至 平成18年11月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年6月1日 至 平成19年11月30日)	前事業年度の要約キャッシュ・フロー計算書 (自 平成18年6月1日 至 平成19年5月31日)
区分	注記番号	金額(千円)	金額(千円)	金額(千円)
II 投資活動によるキャッシュ・フロー		—	—	△498,732
有価証券の取得による支出		—	500,000	—
有価証券の売却による収入		△28,601	△13,998	△38,721
有形固定資産の取得による支出		△67,368	△68,997	△139,197
その他の投資による支出		△53,232	—	△53,232
その他の投資による収入		4,598	110	4,598
投資活動によるキャッシュ・フロー		△144,603	417,114	△725,285
III 財務活動によるキャッシュ・フロー		—	—	100,000
短期借入れによる収入		—	—	△100,000
短期借入金の返済による支出		422,292	—	445,192
新株発行による収入		△22,534	—	△22,534
株式上場に伴う支出		—	2,080	2,000
自己株式の処分による収入		△98,027	—	△98,027
財務活動によるキャッシュ・フロー		301,730	2,080	326,630
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額		928	△15,411	4,956
V 現金及び現金同等物の増加額(△は減少)		252,176	570,434	△138,256
VI 現金及び現金同等物の期首残高		506,531	368,274	506,531
VII 現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高		758,707	938,709	368,274

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	前中間会計期間 (自 平成18年6月1日 至 平成18年11月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年6月1日 至 平成19年11月30日)	前事業年度 (自 平成18年6月1日 至 平成19年5月31日)												
1. 資産の評価基準及び評価方法	<p>(1)有価証券 子会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。</p> <p>(2)たな卸資産 貯蔵品 最終仕入原価法を採用しております。</p>	<p>(1)有価証券 子会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。 その他有価証券 中間会計期間末日の市場価格に基づく時価法（評価差額は、部分純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）。なお、時価のあるその他有価証券のうち、「取得価額」と「債券金額」の差額の性格が金利の調整と認められるものについては、移動平均法による償却原価法により原価を算定しております。 (2)たな卸資産 商品 先入先出法を採用しております。 貯蔵品 最終仕入原価法を採用しております。</p>	<p>(1)有価証券 子会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。 その他有価証券 決算期末日の市場価格に基づく時価法（評価差額は、部分純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）。なお、時価のあるその他有価証券のうち、「取得価額」と「債券金額」の差額の性格が金利の調整と認められるものについては、移動平均法による償却原価法により原価を算定しております。 (2)たな卸資産 貯蔵品 最終仕入原価法を採用しております。</p>												
2. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1)有形固定資産 定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>建物</td> <td>15年</td> </tr> <tr> <td>工具器具及び備品</td> <td>4年～6年</td> </tr> </table>	建物	15年	工具器具及び備品	4年～6年	<p>(1)有形固定資産 定率法を採用しております。なお、少額減価償却固定資産（取得価額が10万円以上20万円未満の資産）については3年間均等償却を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>建物</td> <td>8年～15年</td> </tr> <tr> <td>工具器具及び備品</td> <td>4年～10年</td> </tr> </table> <p>(追加情報) 平成19年度税制改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却方法の適用により取得価額の5%に達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。 なお、この変更による影響は軽微であります。</p>	建物	8年～15年	工具器具及び備品	4年～10年	<p>(1)有形固定資産 定率法を採用しております。なお、少額減価償却固定資産（取得価額が10万円以上20万円未満の資産）については3年間均等償却を採用しております。</p> <p>なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>建物</td> <td>8年～15年</td> </tr> <tr> <td>工具器具及び備品</td> <td>4年～10年</td> </tr> </table> <p>(会計方針の変更) 当期より平成19年度法人税法改正に伴い、平成19年4月1日以降に取得した資産については、改正後の法人税法に基づく方法に変更しております。 なお、この変更による影響は軽微であります。</p>	建物	8年～15年	工具器具及び備品	4年～10年
建物	15年														
工具器具及び備品	4年～6年														
建物	8年～15年														
工具器具及び備品	4年～10年														
建物	8年～15年														
工具器具及び備品	4年～10年														

項目	前中間会計期間 (自 平成18年6月1日 至 平成18年11月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年6月1日 至 平成19年11月30日)	前事業年度 (自 平成18年6月1日 至 平成19年5月31日)
	(2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについて、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。 販売目的のソフトウェアについては、見込販売収益に基づく償却額と残存有効期間（3年）に基づく均等配分額とを比較し、いかでか大きい額を計上しております。	(2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについて、社内における利用可能期間（5年以内）に基づいております。 販売目的のソフトウェアについては、見込販売収益に基づく償却額と残存有効期間（3年以内）に基づく均等配分額とを比較し、いかでか大きい額を計上しております。	(2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについて、社内における利用可能期間（5年以内）に基づいております。 販売目的のソフトウェアについては、見込販売収益に基づく償却額と残存有効期間（3年以内）に基づく均等配分額とを比較し、いかでか大きい額を計上しております。 (会計方針の変更) 当期より平成19年度法人税法改正に伴い、平成19年4月1日以降に取得した資産については、改正後の法人税法に基づく方法に変更しております。 なお、この変更による影響は軽微であります。
3. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。	(1) 貸倒引当金 同左	(1) 貸倒引当金 同左
4. 中間キャッシュ・フロー計算書（キャッシュ・フロー計算書）における資金の範囲	手許現金、隨時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。	同左	同左
5. その他中間財務諸表（財務諸表）作成のための基本となる重要な事項	(1) 消費税等の会計処理 税抜方式によっております。	(1) 消費税等の会計処理 同左	(1) 消費税等の会計処理 同左

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間会計期間 (自 平成18年6月1日 至 平成18年11月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年6月1日 至 平成19年11月30日)	前事業年度 (自 平成18年6月1日 至 平成19年5月31日)
_____	_____	<p>(繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い)</p> <p>当期より「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会 平成18年8月11日 実務対応報告第19号)を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。</p> <p>前期において、営業外費用の内訳として表示していた「新株発行費」は、当期より「株式交付費」として表示する方法に変更しております。</p> <p>前期において、営業活動によるキャッシュ・フローの内訳として表示していた「新株発行費」は、当期より「株式交付費」として表示する方法に変更しております。</p>

追加情報

前中間会計期間 (自 平成18年6月1日 至 平成18年11月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年6月1日 至 平成19年11月30日)	前事業年度 (自 平成18年6月1日 至 平成19年5月31日)
_____	_____	_____

注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成18年11月30日)	当中間会計期間末 (平成19年11月30日)	前事業年度末 (平成19年5月31日)
※1 有形固定資産の減価償却累計額 6,151千円	※1 有形固定資産の減価償却累計額 18,146千円	※1 有形固定資産の減価償却累計額 11,430千円
※2 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺の上金額的に重要性が乏しいため、流動資産の「その他」に含めて表示しております。	※2 同左	※2
3 当座貸越契約 当社は、運転資金等の効率的な調達を行うため、㈱みずほ銀行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく当中間会計期間末の借入未実行残高は次のとおりであります。 当座貸越極度額 100百万円 借入実行残高 一百万円	3 当座貸越契約 当社は、運転資金等の効率的な調達を行うため、㈱みずほ銀行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく当中間会計期間末の借入未実行残高は次のとおりであります。 当座貸越極度額 100百万円 借入実行残高 一百万円	3 当座貸越契約 当社は、運転資金等の効率的な調達を行うため、㈱みずほ銀行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく当期末の借入未実行残高は次のとおりであります。 当座貸越極度額 100百万円 借入実行残高 一百万円
差引額 100百万円	差引額 100百万円	差引額 100百万円

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成18年6月1日 至 平成18年11月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年6月1日 至 平成19年11月30日)	前事業年度 (自 平成18年6月1日 至 平成19年5月31日)
※1 営業外収益の主要項目 受取利息 146千円 為替差益 1,774千円	※1 営業外収益の主要項目 受取利息 669千円 有価証券利息 1,076千円	※1 営業外収益の主要項目 受取利息 620千円 為替差益 6,702千円
※2 営業外費用の主要項目 株式上場費用 15,394千円 自己株式取得手数料 646千円 新株発行費 307千円	※2 営業外費用の主要項目 為替差損 16,510千円	※2 営業外費用の主要項目 株式上場費用 15,394千円 株式交付費 307千円
3 減価償却実施額 有形固定資産 3,126千円 無形固定資産 22,774千円	3 減価償却実施額 有形固定資産 6,741千円 無形固定資産 44,755千円	3 減価償却実施額 有形固定資産 8,565千円 無形固定資産 57,241千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間（自 平成18年6月1日 至 平成18年11月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数（株）	当中間会計期間増加株式数（株）	当中間会計期間減少株式数（株）	当中間会計期間末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	18,800	1,735	—	20,535
合計	18,800	1,735	—	20,535
自己株式				
普通株式	—	350	—	350
合計	—	350	—	350

(注) 変動事由の概要

普通株式増減数の内訳は以下のとおりであります。

公募増資による増加 1,500株

新株予約権の行使による増加 235株

自己株式増減数の内訳は以下のとおりであります。

自己株式の取得による増加 350株

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当中間会計期間末残高（千円）
		前事業年度末	当中間会計期間増加	当中間会計期間減少	当中間会計期間末	
平成13年11月26日 臨時株主総会決議	普通株式	270	—	60	210	—
平成15年4月30日 臨時株主総会決議	普通株式	50	—	—	50	—
平成15年9月30日 臨時株主総会決議	普通株式	450	—	—	450	—
平成15年12月19日 臨時株主総会決議	普通株式	80	—	—	80	—
平成16年5月26日 臨時株主総会決議	普通株式	970	—	25	945	—
平成16年12月21日 臨時株主総会決議	普通株式	935	—	210	725	—
平成17年8月30日 臨時株主総会決議	普通株式	150	—	—	150	—
平成17年11月15日 臨時株主総会決議	普通株式	89	—	6	83	—
合計	—	2,994	—	301	2,693	—

(注) 変動事由の概要

当中間会計期間の新株予約権の減少は、権利行使235株、権利失権66株によるものであります。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当中間会計期間（自 平成19年6月1日 至 平成19年11月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数（株）	当中間会計期間増加株式数（株）	当中間会計期間減少株式数（株）	当中間会計期間末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	21,755	—	—	21,755
合計	21,755	—	—	21,755
自己株式				
普通株式	250	—	77	173
合計	250	—	77	173

(注) 変動事由の概要

自己株式減少数の内訳は以下のとおりであります。

新株予約権の行使に伴う自己株式の代用による減少 77株

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当中間会計期間末残高（千円）
		前事業年度末	当中間会計期間増加	当中間会計期間減少	当中間会計期間末	
ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	2,759
合計	—	—	—	—	—	2,759

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

前事業年度（自 平成18年6月1日 至 平成19年5月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	18,800	2,955	—	21,755
合計	18,800	2,955	—	21,755
自己株式				
普通株式	—	350	100	250
合計	—	350	100	250

(注) 変動事由の概要

普通株式増減数の内訳は以下のとおりであります。

公募増資による増加 1,500株

新株予約権等の行使による増加 1,455株

自己株式増減数の内訳は以下のとおりであります。

自己株式の取得による増加 350株

新株予約権行使に伴う自己株式の代用による減少 100株

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当事業年度末残高（千円）
		前事業年度末	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
平成13年11月26日 臨時株主総会決議	普通株式	270	—	210	60	—
平成15年4月30日 臨時株主総会決議	普通株式	50	—	—	50	—
平成15年9月30日 臨時株主総会決議	普通株式	450	—	410	40	—
平成15年12月19日 臨時株主総会決議	普通株式	80	—	—	80	—
平成16年5月26日 臨時株主総会決議	普通株式	970	—	575	395	—
平成16年12月21日 臨時株主総会決議	普通株式	935	—	425	510	—
平成17年8月30日 臨時株主総会決議	普通株式	150	—	150	—	—
平成17年11月15日 臨時株主総会決議	普通株式	89	—	27	62	—
合計	—	2,994	—	1,797	1,197	—

(注) 変動事由の概要

当事業年度の新株予約権の減少は、権利行使1,555株、権利失権242株によるものであります。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成18年6月1日 至 平成18年11月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年6月1日 至 平成19年11月30日)	前事業年度 (自 平成18年6月1日 至 平成19年5月31日)
現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成18年11月30日現在) (千円)	現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成19年11月30日現在) (千円)	現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成19年5月31日現在) (千円)
現金及び預金勘定 868,707	現金及び預金勘定 1,048,709	現金及び預金勘定 478,274
預け入れ期間が3ヶ月を超える △110,000	預け入れ期間が3ヶ月を超える定期預金 △110,000	預け入れ期間が3ヶ月を超える定期預金 △110,000
定期預金	現金及び現金同等物 938,709	現金及び現金同等物 368,724
現金及び現金同等物 <u>758,707</u>		

(リース取引関係)

前中間会計期間（自 平成18年6月1日 至 平成18年11月30日）

該当事項はありません。

当中間会計期間（自 平成19年6月1日 至 平成19年11月30日）

該当事項はありません。

前事業年度（自 平成18年6月1日 至 平成19年5月31日）

該当事項はありません。

(有価証券関係)

前中間会計期間末（平成18年11月30日）

時価評価されていない主な有価証券の内容

	中間貸借対照表計上額（千円）
子会社株式及び関連会社株式	
子会社株式	—
計	—

当中間会計期間末（平成19年11月30日）

時価評価されていない主な有価証券の内容

	中間貸借対照表計上額（千円）
子会社株式及び関連会社株式	
子会社株式	—
計	—

前事業年度末（平成19年5月31日）

1. その他有価証券で時価のあるもの

	取得価額 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
債券	498,732	498,640	△92
計	498,732	498,640	△92

2. 時価評価されていない主な有価証券の内容

	貸借対照表計上額（千円）
子会社株式及び関連会社株式	
子会社株式	—

(デリバティブ取引関係)

前中間会計期間（自 平成18年6月1日 至 平成18年11月30日）

デリバティブ取引を全く利用しておりませんので、該当事項はありません。

当中間会計期間（自 平成19年6月1日 至 平成19年11月30日）

デリバティブ取引を全く利用しておりませんので、該当事項はありません。

前事業年度（自 平成18年6月1日 至 平成19年5月31日）

デリバティブ取引を全く利用しておりませんので、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

前中間会計期間（自 平成18年6月1日 至 平成18年11月30日）

1. 当中間会計期間に付与したストックオプションの内容

当会計期間中に付与しておりませんので、該当事項はありません。

2. 当中間会計期間より前に付与したストックオプションの内容

	旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権	第1回新株予約権	第3回新株予約権
付与対象者の区分及び数	取締役1名、従業員4名	従業員1名	従業員2名
株式の種類別のストックオプションの付与数	普通株式 270株	普通株式 50株	普通株式 300株
付与日（発行日）	平成13年11月26日	平成15年4月30日	平成15年9月30日
権利確定条件	—	—	—
対象勤務期間	—	—	—
権利行使期間	平成15年11月27日から平成23年11月26日まで	平成17年5月1日から平成22年4月30日まで	平成17年10月1日から平成22年9月30日まで
権利行使価格（円）	10,000	10,000	20,000
付与日における公正な評価単価（円）	—	—	—

	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第7回新株予約権
付与対象者の区分及び数	取締役1名	従業員5名	取締役1名、従業員11名
株式の種類別のストックオプションの付与数	普通株式 150株	普通株式 80株	普通株式 930株
付与日（発行日）	平成15年9月30日	平成15年12月19日	平成16年5月26日
権利確定条件	—	—	—
対象勤務期間	—	—	—
権利行使期間	平成17年10月1日から平成22年9月30日まで	平成17年12月20日から平成22年12月19日まで	平成18年5月27日から平成23年5月26日まで
権利行使価格（円）	20,000	20,000	20,000
付与日における公正な評価単価（円）	—	—	—

	第8回新株予約権	第9回新株予約権	第11回新株予約権
付与対象者の区分及び数	社外協力者 1名	従業員 2名	取締役 1名、従業員14名
株式の種類別のストックオプションの付与数	普通株式 15株	普通株式 500株	普通株式 175株
付与日（発行日）	平成16年5月26日	平成16年12月21日	平成17年5月18日
権利確定条件	—	—	—
対象勤務期間	—	—	—
権利行使期間	平成17年5月27日から 平成22年5月26日まで	平成18年12月22日から 平成23年12月21日まで	平成19年5月19日から 平成23年12月21日まで
権利行使価格（円）	20,000	20,000	20,000
付与日における 公正な評価単価（円）	—	—	—

	第12回新株予約権	第13回新株予約権	第14回新株予約権
付与対象者の区分及び数	社外協力者 1名	取締役 1名、従業員 1名	従業員10名
株式の種類別のストックオプションの付与数	普通株式 50株	普通株式 150株	普通株式 83株
付与日（発行日）	平成17年5月18日	平成17年8月30日	平成17年11月15日
権利確定条件	—	—	—
対象勤務期間	—	—	—
権利行使期間	平成17年5月19日から 平成23年12月21日まで	平成19年8月31日から 平成24年8月30日まで	平成19年11月16日から 平成24年11月15日まで
権利行使価格（円）	20,000	40,000	40,000
付与日における 公正な評価単価（円）	—	—	—

当中間会計期間（自 平成19年6月1日 至 平成19年11月30日）

1. ストック・オプションに係る当中間会計期間における費用計上額及び科目名

売上原価	920千円
販売費及び一般管理費	1,839千円
計	2,759千円

2. 当中間会計期間に付与したストック・オプションの内容

	第15回新株予約権	第16回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	従業員57名	取締役1名
株式の種類別のストック・オプションの付与数	普通株式 200株	普通株式 300株
付与日	平成19年9月19日	平成19年9月19日
権利確定条件	付与日（平成19年9月19日）以降、権利確定日（①平成21年9月19日または②平成22年9月19日）まで、取締役もしくは従業員の地位にある、または当社と顧問契約を締結していること。	付与日（平成19年9月19日）以降、権利確定日（平成21年8月24日）まで、取締役もしくは従業員の地位にある、または当社と顧問契約を締結していること。
対象勤務期間	①付与数の2分の1 平成19年9月19日から 平成21年9月19日まで ②付与数全て 平成19年9月19日から 平成22年9月19日まで	平成19年9月19日から 平成21年8月24日まで
権利行使期間	①平成21年9月20日から 平成29年8月24日まで ②平成22年9月20日から 平成29年8月24日まで	平成21年8月25日から 平成25年8月24日まで
権利行使価格（円）	118,609	118,609
付与日における公正な評価単価（円）	① 50,736 ② 52,944	39,018

前事業年度（自 平成18年6月1日 至 平成19年5月31日）

当事業年度に存在したストック・オプションの内容

	旧商法第280条ノ19第1項の規定に基づく新株引受権	第1回新株予約権	第3回新株予約権
付与対象者の区分及び数	取締役1名、従業員4名	従業員1名	従業員2名
ストック・オプション数 (注1)	普通株式 420	普通株式 50	普通株式 300
当事業年度における権利不確定による失効数	—	—	—
当事業年度における権利確定数	—	—	—
前事業年度末における権利未確定残数	—	—	—
当事業年度における権利未確定残数	—	—	—
当事業年度における権利行使数	210	—	260
当事業年度における権利不行使による失効数	—	—	—
前事業年度における権利確定後の未行使残数	270	50	300
当事業年度における権利確定後の未行使残数	60	50	40
付与日（注2）	平成13年11月26日	平成15年4月30日	平成15年9月30日
権利確定条件	—	—	—
対象勤務期間	—	—	—
権利行使期間	平成15年11月27日から 平成23年11月26日まで	平成17年5月1日から 平成22年4月30日まで	平成17年10月1日から 平成22年9月30日まで
権利行使価格（円）	10,000	10,000	20,000
行使時平均株価（円）	146,714	—	146,714
公正な評価単価（付与日） (円)	—	—	—

(注1) 株式数に換算して記載しております。

(注2) 発行日を記載しております。

	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第7回新株予約権
付与対象者の区分及び数	取締役1名	従業員5名	取締役1名、従業員12名
ストック・オプション数 (注1)	普通株式 150	普通株式 155	普通株式 960
当事業年度における権利不確定による失効数	—	—	—
当事業年度における権利確定数	—	—	—
前事業年度末における権利未確定残数	—	—	—
当事業年度における権利未確定残数	—	—	—
当事業年度における権利行使数	150	—	575
当事業年度における権利不行使による失効数	—	—	—
前事業年度における権利確定後の未行使残数	150	80	955
当事業年度における権利確定後の未行使残数	—	80	380
付与日(注2)	平成15年9月30日	平成15年12月19日	平成16年5月26日
権利確定条件	—	—	—
対象勤務期間	—	—	—
権利行使期間	平成17年10月1日から 平成22年9月30日まで	平成17年12月20日から 平成22年12月19日まで	平成18年5月27日から 平成23年5月26日まで
権利行使価格(円)	20,000	20,000	20,000
行使時平均株価(円)	146,714	—	146,714
公正な評価単価(付与日) (円)	—	—	—

(注1) 株式数に換算して記載しております。

(注2) 発行日を記載しております。

	第8回新株予約権	第9回新株予約権	第10回新株予約権
付与対象者の区分及び数	社外協力者 1名	従業員 3名	監査役 2名
ストック・オプション数 (注1)	普通株式 165	普通株式 600	普通株式 150
当事業年度における権利不確定による失効数	—	—	—
当事業年度における権利確定数	—	500	—
前事業年度末における権利未確定残数	—	500	—
当事業年度における権利未確定残数	—	—	—
当事業年度における権利行使数	—	35	150
当事業年度における権利不行使による失効数	—	—	—
前事業年度における権利確定後の未行使残数	15	—	150
当事業年度における権利確定後の未行使残数	15	465	—
付与日 (注2)	平成16年5月26日	平成16年12月21日	平成16年12月21日
権利確定条件	—	—	—
対象勤務期間	—	—	—
権利行使期間	平成17年5月27日から 平成22年5月26日まで	平成18年12月22日から 平成23年12月21日まで	平成16年12月22日から 平成23年12月21日まで
権利行使価格 (円)	20,000	20,000	20,000
行使時平均株価 (円)	—	146,714	346,000
公正な評価単価 (付与日) (円)	—	—	—

(注1) 株式数に換算して記載しております。

(注2) 発行日を記載しております。

	第11回新株予約権	第12回新株予約権	第13回新株予約権
付与対象者の区分及び数	取締役 1名、従業員17名	社外協力者 1名	取締役 1名、従業員 3名
ストック・オプション数 (注1)	普通株式 250	普通株式 50	普通株式 205
当事業年度における権利不確定による失効数	—	—	150
当事業年度における権利確定数	235	—	—
前事業年度末における権利未確定残数	235	—	150
当事業年度における権利未確定残数	—	—	—
当事業年度における権利行使数	125	50	—
当事業年度における権利不行使による失効数	65	—	—
前事業年度における権利確定後の未行使残数	—	50	—
当事業年度における権利確定後の未行使残数	45	—	—
付与日 (注2)	平成17年5月18日	平成17年5月18日	平成17年8月30日
権利確定条件	—	—	—
対象勤務期間	—	—	—
権利行使期間	平成19年5月19日から 平成23年12月21日まで	平成17年5月19日から 平成23年12月21日まで	平成19年8月31日から 平成24年8月30日まで
権利行使価格 (円)	20,000	20,000	40,000
行使時平均株価 (円)	146,714	146,714	—
公正な評価単価 (付与日) (円)	—	—	—

(注1) 株式数に換算して記載しております。

(注2) 発行日を記載しております。

	第14回新株予約権
付与対象者の区分及び数	従業員11名
ストック・オプション数 (注1)	普通株式 92
当事業年度における権利不確定による失効数	27
当事業年度における権利確定数	—
前事業年度末における権利未確定数	89
当事業年度における権利未確定残高	62
当事業年度における権利行使数	—
当事業年度における権利不行使による失効数	—
前事業年度における権利確定後の未行使残数	—
当事業年度における権利確定後の未行使残数	—
付与日 (注2)	平成17年11月15日
権利確定条件	—
対象勤務期間	—
権利行使期間	平成19年11月16日から 平成24年11月15日まで
権利行使価格 (円)	40,000
行使時平均株価 (円)	—
公正な評価単価 (付与日) (円)	—

(注1) 株式数に換算して記載しております。

(注2) 発行日を記載しております。

(持分法損益等)

前中間会計期間（自 平成18年6月1日 至 平成18年11月30日）

関連会社が存在しないため、該当事項はありません。

当中間会計期間（自 平成19年6月1日 至 平成19年11月30日）

関連会社が存在しないため、該当事項はありません。

前事業年度（自 平成18年6月1日 至 平成19年5月31日）

関連会社が存在しないため、該当事項はありません。

次へ

(1 株当たり情報)

前中間会計期間 (自 平成18年6月1日 至 平成18年11月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年6月1日 至 平成19年11月30日)	前事業年度 (自 平成18年6月1日 至 平成19年5月31日)
1 株当たり純資産額 57,520円42銭	1 株当たり純資産額 62,491円98銭	1 株当たり純資産額 60,887円86銭
1 株当たり中間純利益金額 5,732円19銭	1 株当たり中間純利益金額 1,720円38銭	1 株当たり当期純利益金額 11,858円85銭
潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益 金額 5,043円66銭	潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益 金額 1,642円68銭	潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益 金額 10,519円04銭

(注) 1 株当たり中間 (当期) 純利益及び潜在株式調整後 1 株当たり中間 (当期) 純利益の算定上の基礎は、
以下のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 平成18年6月1日 至 平成18年11月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年6月1日 至 平成19年11月30日)	前事業年度 (自 平成18年6月1日 至 平成19年5月31日)
1 株当たり中間 (当期) 純利益金額			
中間 (当期) 純利益金額 (千円)	114,890	37,060	238,502
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—	—	—
普通株式に係る中間 (当期) 純利益 (千円)	114,890	37,060	238,502
期中平均株式数 (株)	20,043	21,542	20,112
潜在株式調整後 1 株当たり中間 (当 期) 純利益金額			
中間 (当期) 純利益調整額 (千円)	—	—	—
普通株式増加数 (株)	2,736	1,019	2,562
(うち新株予約権)	(2,492)	(963)	(2,339)
(うち新株引受権)	(244)	(56)	(223)
希薄化効果を有しないため、潜在株式 調整後 1 株当たり中間 (当期) 純利益 の算定に含めなかった潜在株式の概要	_____	_____	_____

(重要な後発事象)

前中間会計期間 (自 平成18年6月1日 至 平成18年11月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年6月1日 至 平成19年11月30日)	前事業年度 (自 平成18年6月1日 至 平成19年5月31日)
<p>平成18年12月11日付でNHNJapan株式会社（本社：東京都渋谷区）とゲームサービス事業提携契約を締結しております。</p> <p>1. 契約締結の理由 当社が自社開発したオンラインゲーム「C21」のユーザー数拡大の為</p> <p>2. 契約の内容 NHN Japanの運営するインターネットゲームポータルサイト「ハンゲーム」での「C21」の提供</p>	<p>自己株式の取得 当社は、平成20年1月18日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定に読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項を決議いたしました。</p> <p>1. 自己株式の取得を行う理由 株主への利益還元と経営環境の変化に対応した機動的な資本政策遂行による資本効率の向上を図るため、自己株式の取得を行うものであります。</p> <p>2. 取得の方法 市場による買付け</p> <p>3. 取得する株式の種類、数量及び価格 当社普通株式、4,000株（上限とする）、400百万円（上限とする）</p> <p>4. 取得の時期 平成20年1月21日より平成20年5月31日まで</p>	

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券届出書（有償一般募集増資及び売出し）及びその添付書類

平成18年6月6日関東財務局長に提出。

- (2) 有価証券届出書の訂正届出書

平成18年6月16日及び平成18年6月27日関東財務局長に提出。

平成18年6月6日提出の有価証券届出書に係る訂正届出書であります。

- (3) 臨時報告書

平成18年7月21日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づく臨時報告書であります。

平成18年12月27日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づく臨時報告書であります。

- (4) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第6期）（自 平成17年6月1日 至 平成18年5月31日）平成18年8月28日関東財務局長に提出。

- (5) 自己株券買付状況報告書

報告期間（自平成18年10月13日 至平成18年10月31日）平成18年11月8日関東財務局長に提出。

- (6) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第7期）（自 平成18年6月1日 至 平成19年5月31日）平成19年8月27日関東財務局長に提出。

- (7) 自己株券買付状況報告書

報告期間（自平成20年1月21日 至平成20年1月31日）平成20年2月5日関東財務局長に提出。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年2月23日

サイバーステップ株式会社
取締役会御中

みすず監査法人

指定社員 公認会計士 矢治博之
業務執行社員

指定社員 公認会計士 新井達哉
業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているサイバーステップ株式会社の平成18年6月1日から平成19年5月31日までの第7期事業年度の中間会計期間（平成18年6月1日から平成18年11月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関する投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。

当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、サイバーステップ株式会社の平成18年11月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成18年6月1日から平成18年11月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(※) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成20年2月15日

サイバーステップ株式会社

取締役会 御中

太陽A S G 監査法人

指定社員 公認会計士 新井 達哉 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 柴谷 哲朗 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているサイバーステップ株式会社の平成19年6月1日から平成20年5月31日までの第8期事業年度の中間会計期間（平成19年6月1日から平成19年11月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関する投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、サイバーステップ株式会社の平成19年11月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成19年6月1日から平成19年11月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は自己株式を取得することを取締役会において決議した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。